

給水装置に関するQ&A

市民の方からよくお問い合わせいただく質問をまとめました。

Q 家の中で漏水しているかもしれません。自分で調べることはできますか。

A はい、できます。家の中の蛇口を全て閉めて、水道メーターに付いているパイロットメーター（写真参照）をご確認ください。パイロットメーターが動いていれば、水道メーターから家側のどこかで漏水しています。



Q 水道メーターを取替えたら蓋（ふた）の色が変わりました。以前の水道メーターと何か違いがありますか。

A 水道局では環境に配慮するため、水道メーターの内、銅合金のケース部分を再利用しています。その再利用回数を識別するために蓋（ふた）の色分けを行っており、全部で3種類（青色・白色・桃色）あります。すべての水道メーターが計量法に規定される特定計量器の検査で承認されておりますので、品質性能に変わりはありません。



Q 水道メーターが入っているボックスの蓋（ふた）が割れてしまいました。修理したいのですがどうすれば良いですか。

A メーターボックスは、個人の所有物になります。修理は自己負担となりますので、高崎市の指定工事店に依頼してください。水道局が使用者の方に貸与している水道メーター本体が凍結などで割れてしまった場合には、水道局が交換をいたしますのでお問い合わせください。

Q 水道メーターの取替えのお知らせが届きましたが、取替えにかかる費用はかかりますか。また、取替えにかかる時間はどれくらいですか。

A 取替えの費用は無料です。取替え時間は概ね20分程度です。作業中は断水となりますので、ご協力をお願いいたします。

Q 貯水槽のあるマンションに住んでいるのですが、貯水槽の清掃は誰が行うのですか。

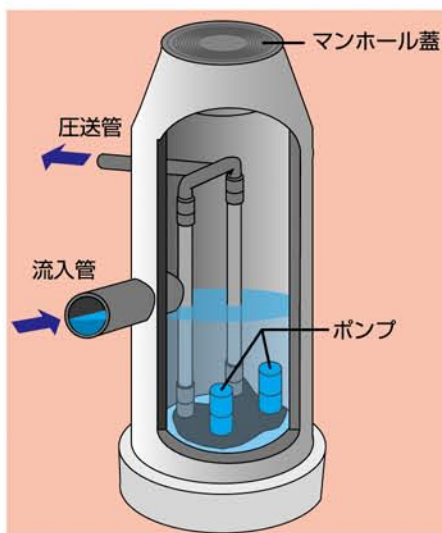
A 貯水槽は、建物の所有者が清掃及び点検をすることとなっています。水道局では、貯水槽の設置時にマンションの所有者の方に対して、定期的な清掃と点検をお願いしています。



この他にも、ご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ先 水道局料金課給水担当（電話 027-321-1285）

マンホールポンプ場について



マンホールポンプ場のしくみ

マンホールポンプ場は、家庭や工場から排出される汚水を自然流下で処理場へ導けない区域に設置するもので、高崎市では現在67ヶ所が稼働しています。

下水道は地下の管を川のように高いところから低い処理場まで流れていますが、処理場までの距離が遠くなると、どんどん深くなってしまい、建設費がかさみ、維持管理が困難となってしまいます。

そのため、公道上にマンホール形式のポンプ場を設置して、汚水を汲み上げて、再び浅い位置から自然流下で流す工夫をしています。



特徴的な二重のマンホール蓋



ポンプ2台が設置された槽内

油や水に溶けない紙、布、土砂等を流すとポンプが故障して、宅内から汚水があふれます！

●問い合わせ先 下水道局施設課（電話 027-321-1289）

「下水道の日ポスター展」を開催します （9月10日下水道の日関連行事）

夏休み中に、市内の小学校に通う4年生から応募のあった作品を、10月4日（木）から10月9日（火）まで市役所1階および中2階ロビーにて展示します。

皆様のお越しをお待ちしております。



公共下水道を利用しましょう

下水道の接続にご協力ください

下水道局では、快適な生活環境の確保と側溝や河川の水質保全を図るために下水道管の布設を行っています。下水道が使える地域でまだ未接続の建物をお持ちの皆様は、1日も早い下水道接続にご協力ください。

融資あっせん制度について

接続工事の費用を一度に負担することが困難な場合、金融機関から借入れをする際に下水道局が仲介する「融資あっせん制度」があります。

- 融資金額は5万円以上50万円まで（36回以内元金均等月賦償還）です。
- 融資の申し込みは指定工事店を通じて工事の申し込みと同時にいたします。

この制度を利用して借りた資金にかかる利子は下水道局が負担いたします。

- 供用開始後3年以内の融資申し込みの場合 → 利子の全額
- 供用開始後3年を超えて5年以内の融資申し込みの場合 → 利子の1/2に相当する額

※供用開始後5年を超えての融資申し込みの場合、借りた資金にかかる利子は下水道局では負担いたしません。

●問い合わせ先 下水道局整備課（電話 027-321-1288）



水道・下水道キャラクター
めぐみ

ただいま水漏れ調査中

水道局では、年間を通して漏水調査を行っています。

調査は、水道局職員または水道局が委託する専門業者が行いますが、その際、水道メーターを確認しながら作業を行うため、調査員が宅地内に立ち入ることになります。ご理解とご協力をお願いいたします。なお、調査員が漏水を発見した場合、お知らせすることはありますが、修繕や物品などの販売を行うことは一切ありません。

水道メーターより道路側の宅地内および道路上での漏水を発見した場合は、水道局工務課までご連絡ください。

※水道メーターより家側の漏水は個人での対応となります。市指定工事店へ修繕をご依頼ください。



※漏水調査は、音聴棒などを使って行います。

●問い合わせ先 水道局工務課維持管理担当（電話 027-321-1284）